

【法人事業税の分割基準】

法人事業税において適用する分割基準は、以下のとおり法人の事業により区分されています。各都道府県の課税標準額は、それぞれの方法で按分した額となります。

事業		分割基準	備考	
ア 下記イからオ以外の事業 (建設業、通信業、卸売業、小売業、銀行業、保険業、証券業、不動産業、サービス業、ソフトウェア業等)		①事業所等の数 及び ②従業者の数	●課税標準額の総額の2分の1： 事業年度に属する各月の末日現在の事業所等の数を合計した数 ●課税標準額の総額の2分の1： 事業年度終了の日現在の事業所等の従業者の数	
イ 製造業		従業者の数	事業年度の終了の日現在の事業所等の従業者の数	
ウ 倉庫業・ガス供給業		固定資産の価額	事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事業所等の有形固定資産の価額	
エ 電気供給業※	区分	発電事業	●課税標準額の総額の4分の3： 事業年度終了の日現在の事業所等の固定資産で、発電所の用に供するものの価額 ●課税標準額の総額の4分の1： 事業年度終了の日現在の事業所等の固定資産の価額	
		一般送配電事業 送電事業 特定送配電事業	①電線路の電力容量 及び ②固定資産の価額	●課税標準額の総額の4分の3： 事業所等の所在する都道府県において、事業年度終了の日現在の発電所の発電用の電気工作物と電氣的に接続している電圧66キロボルト以上の電線路の電力の容量 ●課税標準額の総額の4分の1： 事業年度終了の日現在の事業所等の固定資産の価額
		小売電気事業	①事業所等の数 及び ②従業者の数	●課税標準額の総額の2分の1： 事業年度に属する各月の末日現在の事業所等の数を合計した数 ●課税標準額の総額の2分の1： 事業年度終了の日現在の事業所等の従業者の数
オ 鉄道事業・軌道事業		軌道の延長 キロメートル数	事業年度終了の日における軌道の単線換算キロメートル数	

※平成29年3月30日以前に終了する事業年度は、課税標準額の総額の4分の3に相当する額を事業所等の固定資産の価額で発電所の用に供するものの価額に、課税標準額の総額の4分の1に相当する額を事業所等の固定資産の価額によって按分します。